

令和6年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和6年3月6日(水) 開会 午前10時 1分
閉会 午後12時23分

場所 第3委員会室

出席委員 松井弘委員長
小川直志副委員長
渋谷真実子委員、保谷武委員、松澤正委員、永瀬秀樹委員、
齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、野本怜子委員、水村篤弘委員、
権守幸男委員、岡村ゆり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
三須康男総務部長、谷戸典子人財政策局長、大山澄男税務局長、
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、
須田茂利文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、
田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、新井昌行入札課長、
島崎二郎入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

関根英勝警務部参事官兼警務課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、
西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]
島田繁県民生活部長、影沢政司県民スポーツ文化局長、
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、
竹澤幸一共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、
今川知浩人権・男女共同参画課共生推進幹、高野正規文化振興課長、
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、
田中康博消費生活課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第27号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第46号	特定事業契約の締結について	原案可決
第55号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち 総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第66号	令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願

なし

報告事項

1 総務部関係

- (1) 大宮公園陸上競技場兼双輪場のあり方の検討状況
- (2) 令和6年度地方税制改正案の概要について

2 県民生活部関係

- (1) 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について
- (2) スポーツ科学拠点施設について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

保谷委員

- 1 第27号議案について、「警察職員が殉職等により昇任する場合」とのことだが、直近で具体的にどういった事例があったのか。
- 2 「殉職等」の「等」はどのような事例を想定しているのか。

警務部参事官兼警務課長

- 1 令和3年11月24日、越谷警察署勤務の警部補がパトロールカーで警ら活動中、交通違反のバイクを現認したため、緊急走行で追跡中、交通事故により死亡したものがあ
- 2 生命を賭して職務を遂行し、その結果、心身に著しい障害を有する状態になることを指している。

岡村委員

殉職等にも、いくつか種類があるものと思うが、一階級の場合や二階級の場合など、昇任する階級に違いはあるのか。

警務部参事官兼警務課長

一階級昇任や二階級昇任の両方が可能であり、事案の具体的な内容や過去のケースも踏まえて決定している。

岡村委員

殉職等により一階級昇任するか、二階級昇任するかについて、明確な規準はないと理解してよいか。

警務部参事官兼警務課長

そのとおりである。

野本委員

- 1 第55号議案について、県有施設のエコオフィス化では具体的にはどのような改修工事を行ったのか。
- 2 総務事務システム構築事業費について、どのようなシステムを導入するものか。
- 3 予算が約8億5,000万円で、契約差金が約1億円であったとのことであった。契約差金が生じた主な理由は何か。

管財課長

- 1 全般的には、空調設備や照明設備を高効率の省エネ機器への切替えを行うものである。今年度は、浦和合同庁舎の空調設備の改修を行い、いわゆる集中管理をしており、各個室でコントロールができなかった空調を個別管理に切り替える工事を実施している。

総務事務センター所長

- 2 総務事務システムは、職員の人事、給与、服務、福利厚生などの総務事務を集中管理し、業務を効率化するために構築されていたものであるが、稼働から15年以上が経過し、ソフトウェアのサポート終了や、機器の賃貸借契約の満了等により、再構築を行う必要があった。近年、テレワーク等の業務形態の多様化やDXによる業務改革の必要性なども踏まえた機能の見直しも迫られていたところである。こうした新たな視点から、職員の利便性の向上を検討し、現状では知事部局と教育局で個別に構築していたシステムを一体のものとして、新たに開発、構築するものである。
- 3 総合評価方式による一般競争入札実施したところ、予想額を下回る形で県の提示した仕様を満たし、評価委員会でも適正と評価された提案がなされたため、入札差金が生じたものである。具体的には、既に運用しているパッケージソフトを最大限活用することで、想定していたカスタマイズの減少、開発工程の省力化により、予想額を下回る応札となった。

権守委員

- 1 第27号議案について、今回の条例改正の趣旨として「人事管理上の必要性に鑑み」とあるが、どのような背景があったのか。
- 2 殉職等の事例について直近では令和3年の越谷市のパトロール中の殉職の例があるとのことだったが、現行の条例によって昇進ができなかった例はあったのか。
- 3 資料3の6ページの県有施設改修・修繕事業費が改修工事の契約差金等が生じたことに伴い、約6億3,000万円が減額されている。様々な積み重ねで生じたものと思うが、どの程度の施設が対象となっているのか。また、契約差金が多い施設はどこか。
- 4 原材料や労務単価の価格の変動、仕様変更や、設計の見直し、工期の変更、不可抗力や予期せぬ事態など様々な理由が考えられるが、今回の契約差金が生じた具体的な理由は何か。

警務部参事官兼警務課長

- 1 殉職等による昇任は、命を賭して職務を遂行し殉職した職員に報いるためのものである。しかし、現状のままでは、管理監督職勤務上限年齢制により、令和6年4月1日以降、殉職等した場合であっても年齢により昇任できない階級が生じてしまう。一方、暫定再任用職員は、管理監督職勤務上限年齢制の適用を受けないため、殉職等による昇任が可能である。また、警察業務の特性として、大規模な警備実施等に際して、各都道府県警察から警察職員が応援派遣されて職務に従事することがある。その際に61歳以降であっても殉職等による昇任が可能となる都道府県の職員と、埼玉県警の職員が同じ事案で殉職した場合、一方は殉職により昇任するにもかかわらず埼玉県警の職員は殉職昇任できない。こうした不均衡が生じることなどを考慮し、改正が必要と判断したものである。
- 2 令和6年4月1日から、管理監督職勤務上限年齢制の適用を受ける職員が発生することとなるため、現行条例により、昇任が出来なかったケースは生じていない。なお、越谷市の殉職の事案は50代の職員であり、二階級特進により警視まで昇任している。

管財課長

- 3 工事を予定していた268件のうち、63件の工事において契約差金が生じている。金額の大きかった施設としては、第三庁舎の受変電設備の改修工事や県庁の電話交換機

の更新工事、農業技術研究センターの事務棟の外壁の改修工事などが挙げられる。

- 4 第三庁舎の受変電設備の改修工事については、実際の発注段階で、より効率的、効果的な工事方法を検討した上で発注するなど無駄のない適切な予算執行に努めたことにより差金が生じていることが大きな理由であり、ほかにもそういったケースが多い。第三庁舎の工事については、具体的には、電気設備を全面更新する予定で予算化していたところ、発注の段階で、できるだけ最小限とすべく、一部の部品交換にとどめることや、機器の容量の見直しをすることなどによりダウンサイジングを行い減額をすることができた。

水村委員

- 1 第27号議案について、全国のほかの都道府県の対応状況はどうなっているのか。
- 2 殉職等により昇任した場合、例えば警部補が警視に昇任した場合、具体的にどのような影響があるのか。退職金の額、年金、遺族年金、補償内容など増額されて手当てされるのか。

警務部参事官兼警務課長

- 1 8都府県が既に条例等を整備している。また、現時点で8府県において条例等の改正を予定していると把握している。
- 2 退職月の給料月額が増額する。また、退職手当の基本額が増額する可能性があるほか、退職手当の調整額が増加する。こうした効果のほか、警視の階級に昇任するという名誉もある。また、埼玉県警察職員特別褒賞金条例による報奨金、地方公務員災害補償法による遺族補償等も支払われる。

水村委員

具体的な影響額はどの程度か。

警務部参事官兼警務課長

退職手当に関して申し上げますと、61歳を迎える年度以降に殉職をして昇格昇給した場合、数万円の増額となる。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

渋谷委員

令和5年度一般会計補正予算（第7号）の国民体育大会等派遣事業費について、減額の理由が、国民体育大会本大会への出場率が見込みを下回ったこととあるが、実際はどの程度の出場率であったのか。また、例年と比べてどうだったのか。

スポーツ振興課長

国民体育大会は、予選を経ずに大会に出場できる競技種目と、1都7県による関東ブロック大会を勝ち抜くことで本大会に必要な競技種目などがある。令和5年度に本県の選手団が関東ブロック大会を勝ち抜き、本大会に出場する見込み率を66.3%としていたが、今年度の大会出場率は、55.6%であった。過去5年間の平均出場率は57.6%であり、今年度は比較的低かった。

永瀬委員

- 1 大阪万博の運営費や蓮田市市民体育館の改修費用の増加などの報道がされている。第46号議案に関して、今回の契約は、今後の人件費や建材費の高騰への対応が盛り込まれたものになっているのか。
- 2 現在の物価変動についてどのように捉えているのか。
- 3 入札段階において、物価や金利の変動をどの程度見込んでいたのか。
- 4 契約上の対価の改定についてどのように対応していくのか。リスク分担表によると一定額を超える物価変動について、設計、建設の対価はサービス購入料の見直し、また、金利についてもサービス購入料の見直し、運営維持管理の対価については利用単価の見直し等との記載があるが、具体的には何か。
- 5 川口市との連携が非常に重要になってくる。今後どのように進めていくのか。
- 6 広く県民に利用してもらうため、今後この施設の存在を広く県民に知らしめることが重要である。どのように県内への周知を行っていくのか。
- 7 競技力向上、トップアスリートの育成を目指すとのことだが、オープン時期が明確になったこともあり、機運醸成の意味でも、時期も意識しながら主要全国大会等の誘致について取り組んでいくべきではないのか。
- 8 広く県民に利用してもらう観点から、ユニバーサルデザインについてはどのように取り入れていくのか。
- 9 今後の利用促進に向けて、積極的な事業展開が期待されるが、そうしたプログラムの構成等についてはどのように考えているのか。
- 10 上尾市に設置予定のスポーツ科学拠点施設の構想が見えてきたが、その連携についてどのように考えているのか。

スポーツ振興課長

- 1 今回の事業は、事業期間が約18年と長期にわたることから、契約書上も、物価変動等に応じて、事業予定者に対価として支払うサービス購入料の改定が可能となっている。整備費については、県の工事に準じた仕組みとし、県や事業予定者が物価変動を踏まえて、サービス購入料を適切な水準で改定するスライド条項を定めている。また、運営費については、事業予定者との協議により定めた指標を基に、人件費、電気・ガス等の光熱水費などを適正な水準に改定できる仕組みとしている。
- 2 我々としても大阪万博や蓮田市市民体育館の件は注視している。現時点では事業予定者から費用への影響があるとは聞いていない。
- 3 入札公告の属する月の指標で予定単価等を見積っている。
- 4 請負契約と同様、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類を設定している。全体スライドについては、契約日から1年経過した後に、賃金や物価の水準が変動した場合に規定を改定できることとしている。単品スライドは、工事材料など特定の価格が高騰するなどした場合に改定できることとしている。また、インフレスライドについては、急激なインフレ又はデフレが生じた場合に改定することができることとしている。
- 5 施設を合築するという特徴もあることから、これまでも川口市とは非常に綿密に連携し、計画を進めてきた。市は、本施設のために公園内の既存施設の解体に既に着手しており、令和6年度中に解体工事を終了する予定と聞いている。また、合築予定である仮称北スポーツセンターの設計業務も令和6年度中に開始する予定と聞いている。合築となることから、設計に当たっては、建物全体のデザインや接合部分についてなど、市と

より綿密な協議を行い、一体感のある施設として設計する予定である。本議案の議決がなされた場合には、本県についても令和7年に着工する予定である。こちらの工事についても、川口市と工事の資材置場等の確保、工事車両の誘導等も含め、しっかりと協議を進めた上で執り行っていく。

- 6 全てのメディアを通して周知していく。また、この施設を知ってもらうため、インパクトのあるイベントや大会を誘致することも有効な手段だと考えている。
- 7 埼玉県水泳連盟や日本水泳連盟には、供用開始後の夏頃に誘致できるイベントがないか、既に照会し、協力を要請しているところである。
- 8 要求水準書の中に、満たすべき水準が規定されており、審査においても、適正に評価されたところである。
- 9 本施設のプールには、可動床、可動壁が備えられており、メインプールであれば、深さを0メートルから3メートルまで変えられるようになっている。これにより、幼児のための教室、あるいは高齢者がウォーキングをしながら水に親しむような講座など、広く県民に活用してもらえるような施設になっている。こうした点もアピールしながら、運用方法を考えていく。また、事業者の自主事業の中でも同様の提案がなされており、高く評価されたところである。
- 10 水泳競技の拠点施設であるため、競泳やアーティスティックスイミング、飛び込み等の競技においては、撮影した映像を送り、上尾市に設置予定のスポーツ科学拠点施設にデータを蓄積するとともに、データを基にした専門家の意見などももらいながら現場で指導したり、ときにはスポーツ科学拠点施設で合宿を行うなど相互の連携を深めていく。

永瀬委員

- 1 事業費の改定に関して、「指標によりがたい場合」とはどのような場合なのか。
- 2 利用料金単価の改定に関して「一定範囲」との記載があるが、どういった程度を指しているのか。

スポーツ振興課長

- 1 今回の提案の段階で見込んでいない事象が起きた場合を想定している。
- 2 収益が増えた場合、あるいは収益が減った場合、明確に規定している。例えば、収益が見込みよりも減少した場合の一部については、県のサービス購入料の増額を行い、逆に増加した場合の一部については、県のサービス購入料の減額を行うなど、具体的な割合を示し協議した上で契約している。

永瀬委員

- 1 契約が長期にわたることもあり、一定程度フレキシブルさも必要である。しかし、バリューフォーマネーの問題もある。事業費に関しては柔軟性を保ちつつしっかりと緻密に運用してほしいと思うが、どのように考えているのか。
- 2 非常に期待されている施設である。今後のスポーツの拠点として、にぎわいの創出やスポーツによる健康づくりがしっかりと広げられるよう進めていただきたい。(意見)

スポーツ振興課長

1 バリューフォーマネーについては、基本的には一般的な直営の工事の場合と、PFI事業を導入した場合を比較し、計算している。本事業については長期間になることから、モニタリングをしっかりとしていくこととしている。また、金融機関も参加することとな

ることから、収支や経営状態、金利や物価等の部分についてもアドバイスを受けながら、しっかりと取り組んでいく。

野本委員

- 1 第55号議案に関して、NPO基金費について、特定非営利活動促進基金への寄附が増えている。更に伸ばしていくため、どのように取り組んでいくのか。
- 2 NPO活動促進費は、助成事業の交付額が見込みを下回っている。これはどのような助成事業で、見込みを下回った理由は何か。

共助社会づくり課長

- 1 これまでの寄附額を基に、令和5年度当初予算は、1,083万6千円を計上していたが、今回、大口の寄附等があり、当初見込みを上回ったため、377万円増の、1,460万6千円に増額補正を行うものである。基金を活用したNPOの支援を継続的に実施するためには、寄附金の安定的な確保が必要となる。そのため、寄附者の寄附意欲を高める工夫や、寄附方法の選択肢を増やすなどの取組を行っている。例えば、令和4年度より、分野希望寄附の受入れについては、NPO法における19の活動分野があったが、そこからSDGsの目指す五つの分野に変更し、NPO基金への寄附が、埼玉県SDGsの推進に寄与しているということを明確にしている。また、個人や企業から、一定額以上の寄附を受けた際、寄附を活用してNPO法人が実施する事業に、応援者として寄附者の名前等を明示できるような運営とするなど、寄附者にメリットを感じてもらえるようにしている。さらに、埼玉県電子申請届出サービスや、企業版ふるさと納税の活用、また本やCDなど身近な不用品で寄附ができるコバトン古本募金など、様々な手段によって寄附をしてもらえるよう、選択肢を増やしている。今後とも、地域課題の解決に向けて取り組むNPOをしっかりとサポートできるよう、寄附者訪問、また企業と連携したPR活動等を行い、寄附拡大に取り組んでいく。
- 2 NPO活動促進事業は、埼玉県NPO基金を活用している。県内NPOの社会活動に対して助成を行うものであり、1件当たり500,000円を上限としている。当初予算では、この上限額で予算計上していたが、実際に採択した団体の事業規模が小さく、500,000万円に満たないものがあったため、その分を減額するものである。

野本委員

SDGs推進事業で、採択されたNPO法人の数と、申請件数にはどの程度の乖離があったのか。

共助社会づくり課長

申請は57事業者、採択したのは21事業である。

野本委員

選考に漏れてしまった団体へのサポート体制を構築していくべきではないのか。

共助社会づくり課長

本事業は、単にNPOの活動経費を支援するものではなく、今回申請された事業がSDGsに照らし、地域課題の解決に資するものであるかという視点で、有識者を含む共助社会づくり推進委員会で決定している。このため、採択した事業に対する助成額の合計が予

算に満たない場合でも、基準を満たさないと採択できないため減額補正を行った。しかし、地域課題の解決に資する取組を採択していく必要もある。より多くの提案がなされるよう、NPO法人の活動の底上げや様々なアドバイスを行うなど手厚い支援を行っていくよう努めていく。

権守委員

- 1 第55号議案について、彩の国だより等発行費が、発行部数の減少に伴い約3,000万円の減額となっている。具体的にはどの程度、部数が減少するのか。
- 2 減少の主な理由は新聞購読部数の減少によるものが大きいと考えるが、県内でどの地域の発行部数の減少が大きいのか。
- 3 発行部数減少により、県民への情報提供にどのような影響が及んでいるのか。
- 4 将来的にも新聞の発行部数減少が予想される中で、十分な情報提供を行うための対策についての検討が必要である。対策として、SNSなどのデジタルメディアの活用などどのように検討しているのか。

広報課長

- 1 令和5年度当初予算については、令和4年度の発行部数を参考に毎月173万部の発行で積算している。今年度は、見込みも含め、月平均164万部の発行となる予定であり、月90,000部の減少になっている。
- 2 減少の理由は、新聞の発行部数の減少によるところが大きい。地域別では、県の南部では減少が大きく、県の北部では減少が比較的少ない。理由としてはデジタルに慣れた若い世代が、南部に比較的多いのではないかと推察している。
- 3 若い世代をはじめとして、紙媒体から離れデジタルで情報を取得する傾向が強まっていて、どのように県の情報を届けていくのかが課題となっている。
- 4 現在も高齢層を中心として、紙媒体で情報を取得するという方々は多くいると認識している。他方で、若い世代を中心に、デジタル媒体で情報を取得する方々もいて、両者が混在している状況である。そのため、どちらかに舵を切るということではなく、両者にしっかり情報を届けていくということが必要と考えている。紙媒体での広報についても、部数の減少はしているが、例えば市町村役場や市町村、県の施設、銀行、大手のスーパー等でも配架している。身近なところで、紙媒体による情報を受け取れる環境は、引き続き確保していく。一方でデジタル媒体については、県のホームページにPDFで掲載し、紙媒体と同じ形で見られるようにもするほか、スマートフォンでも見やすいよう、ニュースごとにヘッドライン形式で配信するなど、どんなデジタル媒体でも見やすくなるよう工夫している。また、デジタル媒体については、見に来てもらわないといけないため、県の公式のSNS全てを使って、彩の国だよりを発行したお知らせや彩の国だよりの中のニュースを個別に配信をする等、プッシュ型で広く県民に情報提供している。今後も、紙媒体が減っていくという傾向は続くと考えているが、やはり年齢の高い層を中心に、紙媒体で情報を取得したいという方々もいる。当面は両方にしっかり対応しつつ、デジタルの方をより強化していこうと考えている。

権守委員

SNS等を活用しているとのことであるが、若い層への情報提供は今後一層力を入れていかねばならない。今後更に検討が必要ではないのか。

広報課長

県では、今年度から本格的にインスタグラムの運用を始めている。SNSの媒体の中でも、インスタグラムは比較的若者が多く使っている媒体という調査も出ている。Xは短文で分かりやすく拡散性があるという面もあるが、インスタグラムで、「映える」写真を活用し紹介をしていく等にも取り組んでいる。インスタグラムを活用しての広報も強化し、若者にもしっかり情報を届けるよう努めていく。

水村委員

- 1 第46号議案について、こうした契約案件については、複数グループによる入札による競争原理が働くことが望ましいと言われているが、今回、結果として入札したのは1グループであった。その理由は何か。
- 2 複数グループに入札してもらうためどのような努力をしてきたのか。
- 3 今回の落札率は何%であったのか。
- 4 建築建設業界は人手不足の状況が続いているが、令和9年7月の供用開始に間に合うように、今後どのように施工管理をしていくのか。

スポーツ振興課長

- 1 最終的な提案者は1グループであったが、実際には参加申込みは、3グループであった。入札に参加しなかった理由であるが、昨今の物価高騰による価格面や、働き方改革により令和6年4月以降は、上限を超える時間外労働ができなくなってしまうことの影響があり、事業者としては慎重な対応になったのではないかと推測している。一方、入札に参加した1グループについては、構成員2者と協力企業の2者の計4者という、他のグループに比較すると非常に少ない企業体であり、意思決定が迅速にできることが、価格や工期に良い影響を与えたのではないかと考えている。また、今回、前田建設工業株式会社が提案している屋根の施工方法について、大屋根をスライドさせる工法で、工期の短縮をしているという点が影響したのではないかと考えている。
- 2 3グループに対して、丁寧な対話を行ってきた。事業者の要望に応じて、対面あるいはZoomなどのオンラインにおいても対話に応じてきた。また、詳細な価格の変更の規定を工夫するなど行ったが、結果として1グループであった。
- 3 今回の予定価格に対しての落札率は99.9%であった。
- 4 本事業の事業者においては現時点で事業が遅れるという報告は受けていない。県としては、令和9年7月の供用開始に向け、しっかりと進捗管理を含めたモニタリングを行い管理していく。

水村委員

建築業界全体の人手不足、万博、1月の能登半島地震や今後の復興支援の影響もあると思うが、そうした全国的な状況を踏まえて、いかに供用開始に間に合うように施工管理を行っていくのか。

スポーツ振興課長

事業の提案を求める段階において、既に万博の影響については織り込み済みと考えている。また、事業者を確認したところ、現時点では、能登半島の地震による本事業の工期への影響は生じていないとのことであった。一方で、事業者としても施工管理については丁寧な対応が必要だと理解しており、特に労働者の労働環境を守るという意味では、働き方

改革の部分も重要になる。先日、この事業者が先行して整備に携わっている滋賀県草津市のプールの工事の状況を確認してきた。そこでは、例えば女性でも働きやすいような配慮、清潔なトイレ、労働者の休憩場が整備されているほか、作業者に対する研修などが徹底されており、挨拶であるとか、工期についても誰に質問しても答えられるようになっていた。県としてもこの事業者の施工に関する取組については適正なものと判断している。